

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	山梨県立考古博物館
契約締結年月日	令和 7 年 9 月 17 日
契約者名	(株)テクノプラニング
契約名	平田宮第2遺跡（第6次）発掘作業に係るトータルステーション等賃貸借
契約金額 (税込み)	2,145,000 円
随意契約理由	<p>本件は、発掘調査で使用するトータルステーション等を賃貸借するものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。</p> <p>発掘調査における遺構遺物の計測や台帳等の作成は、一括して管理運用することが最も効果的とされている。埋蔵文化財センターでは、これまで遺跡測量・編集ソフトとして「遺構くん」又は「遺跡管理システム」を用いた運用をしてきた。当該ソフトはメーカーにより操作方法が大幅に異なり、都度職員が膨大な操作方法を覚える必要がある。なお、ソフトとトータルステーションは連動しており、トータルステーションの操作にもメーカー毎の違いがある。</p> <p>発掘調査はその期間が限定されており、原則延長は認められない。限られた期間内で正確かつ効率的な測量を行うためには、これまでに使用頻度が高いソフト等を用いることが最上である。リニア中央新幹線事業や中部横断道開発事業等による発掘現場の増大が確定しており、今後どの職員がどの現場に配属されても迅速に測量対応が出来ることが求められる。なお、埋蔵文化財センター職員のうち約6割が「遺構くん」の操作方法を熟練しており、「遺跡管理システム」の操作方法を熟練しているのは約1割である。操作方法を熟練している機材を用いることは、作業効率及び職員の負担軽減にも寄与することから、埋蔵文化財センターでは、令和4年度から運用する測量ソフトを「遺構くん」に統一することとした。</p> <p>現時点で当該ソフト等の取り扱いがあり、かつ不具合等が生じた際に迅速な対応が可能な県内事業所を有するのは、(株)テクノプラニング甲信支店の1社のみである。</p> <p>また、デジタルカメラについても、高機能モデルのため、仕様通りの取り扱いが可能であり、かつ不具合等が生じた際に迅速な</p>

	対応が可能な県内事業所を有るのは、(株)テクノプランニング甲信支店の一社のみである。 以上のとおり、山梨県財務規則第137条第3項の特別な理由に該当するので見積合わせを省略する。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 山梨県財務規則第137条第3項